

取引債権者・オーナー様用 FAQ

1 手続に関する一般的なご質問

Q1 今後の手続の流れはどのようになるのか。

A1 本日、再生手続開始の申立てと同時に、裁判所は、「弁済禁止等の保全命令」を発令し、これにより、弊社は、平成 30 年 4 月 8 日以前の原因に基づいて生じた債権について、原則としてお支払いすることができなくなりました。

また、同時に、裁判所は、「監督命令」を発令し、弊社の民事再生手続を監督する「監督委員」を選任しました。

再生手続開始の申立後、裁判所は、法律上の要件があると認めたときには、「再生手続開始決定」を発令します。その後は、法律に則り、適切に手続が遂行されます。

Q2 債権の弁済は、いつ頃、どの程度の弁済率で、どのような方法で行われるのか。

A2 今後の手続の中で定まることとなりますので、現段階では、その内容は全く未定です。

2 債権者説明会に関するご質問

Q1 債権者説明会を開催する予定はあるのか。

A1 債権者に対しましては、説明会を開催いたしますので、詳細は別途お送りいたします資料をご覧ください。

Q2 債権者説明会には誰でも出席できるのか。

A2 債権者説明会は、弊社の債権者様はご出席いただけます。それ以外の方のご出席はご遠慮下さい。なお、当日は、ご入場いただく際に、お名前・会社名等を確認させていただきます。弊社にお伝え済みのご連絡先と、現在のご連絡先が異なる場合は変更後のご連絡先をお伝えの上、確認させていただきますので予めご了承下さい。また、代理人の方がご出席される場合には、委任状を確認させていただきますので、ご持参いただきますようお願い致します。

オーナー様説明会に関しましては、別紙をご覧ください。

Q3 自分は債権者またはオーナーである。今回の債権者説明会に出席できないが、その内容を知ることはできないのか。

A3 債権者説明会にご出席いただけなかった債権者様におかれましては、弊社にご

連絡いただけましたら、配付資料をご送付させていただきます。

3 オーナー様一般からのご質問

Q1 未払いの保証賃料は支払われるのか。

A1 1. 手続に関する一般的なご質問 A2 に記載のとおり、今後の手続の中で定まりますが、その内容は現段階では未定です。

Q2 なぜ民事再生手続開始の申立てをしたのか。

A2 多くの関係者、とりわけ入居者様への悪影響を最も低減できるものと考えた結果でございます。

4 弊社とご契約中のオーナー様からの質問

Q1 所有物件のインフラが止まることはないか。

A1 そのようなことがないよう、最大限努めております。

Q2 所有している物件の入居者からの賃料は契約中のオーナーに支払われるのか。

A2 1. 手続に関する一般的なご質問 A1 のとおり、保全命令が発令されているため、現在、お支払いはできません。

Q3 サブリース契約の解除はできるのか。

A3 先般お送りさせて頂いております合意解約書にご署名いただければ解約となります。

Q4 サブリース契約を解除した場合はどうなるのか。

A4 オーナー様において物件を管理いただくこととなりますので、鍵等をお返しさせていただきます。事務局までご連絡下さい。

Q5 サブリース契約を解除した場合、物件のインフラはどうなるのか。

A5 オーナー様にお引き継ぎさせていただきますので、ご連絡下さい。

5 施工中物件をお持ちのオーナー様からのご質問

Q1 所有物件が現在施工中であるが、今後どうなるのか。

A1 進捗状況等を踏まえ、今後、個別にご相談させていただきます。